

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

石川国民年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

昭和53年*月に結婚し、結婚後に義母が国民年金の加入手続を行い、私と夫の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間についても、義母から遡って保険料を納付したと聞いていたので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1年と短期間であり、申立期間のほかに国民年金保険料の未納は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月にその夫と連番で払い出され、申立人については52年4月1日、その夫については同年10月1日を資格取得日としたことが確認できるところ、その夫については、資格取得の月（同年10月）まで遡って国民年金保険料が納付されていることから、申立人についても、その義母が資格取得の月（同年4月）まで遡って保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の夫については、当初、昭和52年10月から53年3月までの納付記録が無く、61年3月11日に納付済みと補正されていることが確認でき、その補正理由も不明であることから、同時期に加入手続が行われた申立人についても、申立期間の納付記録に誤りがある可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで

申立期間当時は学生であったが、母親に学生であっても国民年金保険料を納付しなければ、将来、年金受給額が減額されると言われ、平成10年4月頃に父母と共に市の区役所へ行った。私と父親は自動車の中で待機し、母親が窓口で加入手続及び申立期間の保険料を遡って納付してくれたのに、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月頃、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その母親は加入手続の時期を明確には記憶していない上、申立人の所持する年金手帳の交付年月日が12年4月12日と記載されていること、及びオンライン記録の申立人の基礎年金番号の付番年月日も同日であることを考慮すると、この手続は同年4月頃に行われたものと推認できる。

また、この基礎年金番号の付番年月日を基準とすると、申立期間のほとんどの期間の国民年金保険料は納付の時効期限を経過しているため、納付することは困難である一方、オンライン記録により、申立人は、この付番年月日の後に申立期間直後の期間についての保険料を遡って納付していることが確認でき、申立人及びその母親が保険料を納付したとする記憶は、この期間の保険料を納付したときの記憶であると考えられる。

さらに、申立人には、平成10年4月頃に別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月、同年11月及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月及び同年11月
② 昭和61年1月から同年3月まで

オンライン記録では、申立期間①の国民年金保険料が未納とされているが、当時は母親が婦人会の集金人に保険料を納付しており、当該期間についても納付してくれていたはずなので、納付済みに訂正してほしい。

申立期間②については、昭和61年1月に厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、A町（現在は、B町）で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずなのに、納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとするその母親は既に亡くなっているため、申立人の当該期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、A町及びC市の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和50年10月25日にA町からC市へ転出した旨の記載があり、B町は、転出者から国民年金保険料を徴収することはなかったと思われると回答している。

さらに、申立人が転出先のC市において申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、オンライン記録によると、当該期間は未加入期間とされているほか、A町の国民年金被保険者名簿でも、申立人は昭和50年12月1日に被保険者資格を喪失し、その後、第3号被保険者資格を取得する61年4月1日まで同資格を再取得した状況は確認できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらないことから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできな

ったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付金額を明確には覚えていない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月まで
昭和 50 年 2 月から平成 15 年 12 月までA社に勤務した。

在職中、給与が下がったことは一度もなく、少しずつ昇給していたのに、申立期間の標準報酬月額が 12 万 6,000 円から 9 万 8,000 円に下げられているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 15 年*月に解散している上、当時の事業主は既に死亡しており、同社が会計業務を委託していたB会計事務所も、当時の資料は保管していないと回答しており、申立期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、当時の経理担当者を含む同僚二人に照会したものの、いずれも当時のことは覚えておらず、従業員の給与支給額や標準報酬月額の状況についても分からないとしており、このうちの一人は、自分の標準報酬月額について記録に間違いはないと思うと回答している。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、当該記録には遡って訂正された形跡もみられない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。